

議案第 17 号

岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例の廃止について

岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

令和 4 年 2 月 25 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例（平成13年岩倉市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。